



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年8月10日火曜日 第231号

◇ 目 次 ◇

- 落札者等の告示……………（原子力安全対策課）…1052
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（中予地方局地域福祉課）…1052
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ ）…1052
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）…1053
- 土地改良事業の計画の変更の認可……………（中予地方局農村整備第一課）…1053
- 指定道路の変更……………（南予地方局八幡浜土木事務所）…1053
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）…1053
- 落札者等の告示（2件）……………（高校教育課）…1054

訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令……………（地域政策課）…1054

公 告

- 愛媛県営住宅指定管理者の募集……………（建築住宅課）…1057

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第997号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
令和3年度愛媛県原子力防災ドローンオペレーションにおけるドローンの更なる活用に係る業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年6月23日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	44,000,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第998号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年8月10日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社花みかん	訪問看護ステーション花みかん	愛媛県伊予郡松前町上高柳503番地4	令和3年6月30日	訪問看護

○愛媛県告示第999号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年8月10日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所在地		
株式会社花みかん	訪問看護ステーション花みかん	愛媛県伊予郡松前町上高柳503 番地4	令和3年6月30日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1000号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年8月10日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所在地	
3811500218	有限会社 まるいち	愛媛県東温市南方474番地の9	渡部 英樹	居宅介護	有限会社 まるいち訪問介護事業所	愛媛県東温市南方474番地の9	令和3年7月31日
3811500218	有限会社 まるいち	愛媛県東温市南方474番地の9	渡部 英樹	重度訪問介護	有限会社 まるいち訪問介護事業所	愛媛県東温市南方474番地の9	令和3年7月31日
3811500218	有限会社 まるいち	愛媛県東温市南方474番地の9	渡部 英樹	行動援護	有限会社 まるいち訪問介護事業所	愛媛県東温市南方474番地の9	令和3年7月31日
3811500218	有限会社 まるいち	愛媛県東温市南方474番地の9	渡部 英樹	同行援護	有限会社 まるいち訪問介護事業所	愛媛県東温市南方474番地の9	令和3年7月31日

○愛媛県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市堀江町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年8月2日認可した。

令和3年8月10日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第1002号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、指定した指定道路を次のように変更した。

令和3年8月10日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 変更年月日

令和3年7月26日

3 指定道路の位置

- (1) 変更前 大洲市東大洲155番
- (2) 変更後 大洲市東大洲155番1、154番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 変更前
 - ア 延長 95.97メートル
 - イ 幅員 4.00メートル
- (2) 変更後
 - ア 延長 95.97メートル
 - イ 幅員 4.75メートル

○愛媛県告示第1003号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和3年8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肝臓機能障害	消化器内科	市立宇和島病院	多田 藤政	宇和島市御殿町1番1号	令和3年6月1日
肢体不自由	整形外科	市立宇和島病院	河野 康平	宇和島市御殿町1番1号	令和3年6月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛県立今治病院	村上 幹和	今治市石井町4丁目5番5	令和3年6月1日
肢体不自由	整形外科	愛媛県立南宇和病院	岡田 将誉	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	令和3年6月1日

呼吸器機能障害	呼吸器外科	市立宇和島病院	根津 賢司	宇和島市御殿町1番1号	令和3年6月1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	林 祐志	東温市志津川	令和3年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	相原 栞	東温市志津川	令和3年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	浅山 理恵	東温市志津川	令和3年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高瀬 慎也	東温市志津川	令和3年6月1日
肢体不自由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	重川 誠二	東温市志津川	令和3年6月1日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	門田 久紀	東温市志津川	令和3年6月1日
視覚障害	眼科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小川 広徳	東温市志津川	令和3年6月1日
視覚障害	眼科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	松本 実希	東温市志津川	令和3年6月1日
肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害	神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮上 紀之	東温市志津川	令和3年6月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・肝臓機能障害	内科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	道堯 浩二郎	今治市北日吉町1丁目7番43号	令和3年6月1日
肢体不自由	内科	伊予病院	岡島 幹篤	伊予市八倉906番地5	令和3年6月1日
肢体不自由	整形外科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	安井 大貴	宇和島市賀古町2丁目1番37号	令和3年6月1日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	愛媛県立今治病院	疋田 貴大	今治市石井町4丁目5番5	令和3年6月1日

○愛媛県告示第1004号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年8月10日

愛媛県立上浮穴高等学校長 中 島 康 史

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立上浮穴高等学校NCルータマシン設備の製造 一式	愛媛県立上浮穴高等学校 愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲486番地	令和3年7月13日	大森商機株式会社 愛媛県松山市空港通三丁目9番6号	29,425,000円	一般競争入札	令和3年5月28日

○愛媛県告示第1005号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年8月10日

愛媛県立今治工業高等学校長 渡 邊 郁 雄

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立今治工業高等学校織物製品デザインシステム設備の製造一式	愛媛県立今治工業高等学校 愛媛県今治市河南町1丁目1番36号	令和3年7月16日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地15	33,880,000円	一般競争入札	令和3年6月4日

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁中一般
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第3 (第4条関係)						別表第3 (第4条関係)						
知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者					知事	専決者		
				部長	局長					局長	課長	
地域政策課	1～6 省略					地域政策課	1～6 省略					
	7 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する事務	1 過疎地域持続的発展方針の作成(第7条第1項、第4項、第5項)	○				7 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務	1 過疎地域自立促進方針の作成(第5条)	○			
		2 過疎地域持続的発展市町村計画の作成及び変更についての協議(第8条第7項、第10項)			○			2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項)			○	
		3 過疎地域持続的発展都道府県計画の作成(第9条第1項、第4項)	○					3 過疎地域自立促進県計画の作成(第7条第1項、第4項)	○			
		4 過疎地域持続的発展都道府県計画の変更(第9条第4項、第5項)		○				4 過疎地域自立促進県計画の変更(第7条第4項、第5項)		○		
8～13 省略					8～13 省略							
別表第8 (第4条関係)						別表第8 (第4条関係)						
知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者					知事	専決者		
				部長	局長					局長	課長	
農業経済課	1～5 省略					農業経済課	1～5 省略					
	6 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定(第21条)			○		6 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定(第26条)			○	
		7～13 省略						7～13 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
漁政課	1～7 省略					
	8 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する事務（漁政課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。）	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（第21条）			○	
	9～11 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
漁政課	1～7 省略					
	8 過疎地域自立促進特別措置法 —— ——の施行に関する事務（漁政課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。）	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（第26条）			○	
	9～11 省略					

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第4 （第4条関係） 局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4 （第4条関係） 局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者						局長	専決者		
				部長	課長	主幹					部長	課長	主幹
森林林業課	1～15 省略					森林林業課	1～15 省略						
	16 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する事務	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（第21条）			○			16 過疎地域自立促進特別措置法 —— ——の施行に関する事務	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（第26条）			○	
	17～20 省略						17～20 省略						
備考 省略						備考 省略							

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(地方局長に対する事務の委任)		(地方局長に対する事務の委任)	
第13条 省略		第13条 省略	

2・3 省略
 4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
 (1)～(40)の8 省略
 (46)の9 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条の規定に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画の規定に関すること（林業に係るものに限る。）
 (46)の10～(66) 省略
 5・6 省略

2・3 省略
 4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
 (1)～(40)の8 省略
 (46)の9 過疎地域自立促進特別措置法第26条の規定に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画の規定に関すること（林業に係るものに限る。）
 (46)の10～(66) 省略
 5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県県営住宅指定管理者の募集について

愛媛県県営住宅の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要

愛媛県中予地方局管内の愛媛県県営住宅（団地内にある集会所や駐車場等の共同施設を含む。以下県営住宅という。）

2 指定管理者の業務

(1) 入居者管理業務

入居募集、申込受付、入居順位決定（抽選）、入退居手続、各種届出受理、各種申請書の受理及び審査、入居者指導等

(2) 収納等管理業務

家賃徴収、敷金徴収、口座振替手続き、収入申告受付、収入認定補助、家賃滞納督促等

(3) 施設管理業務

緊急修繕及び一般修繕、空家修繕（退去修繕）、計画修繕（別途指示するもの）、保守点検（法定点検含む）、日常点検等

(4) その他管理業務

駐車場管理、自治会指導、相談及び苦情処理等

3 管理の基準

県営住宅の管理運営基準について、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）等の趣旨を十分に理解、尊重のうえ住民サービスの向上と経費の縮減、業務の効率化を図りつつ、適正な業務水準を確保すること。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、指定期間中、適切に県営住宅の管理を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のすべての要件を満たすものであること。

ア 愛媛県内に事務所を有する、又は設置しようとする法人等であること。

イ 申請時に300戸以上の賃貸住宅の管理実績（入退去事務を含む。）があること。

ウ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条

第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

(ク) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は令和3年8月10日（火）から8月24日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 県営住宅における県民の平等な利用を確保できるものであること。

イ 県営住宅の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

ウ 県営住宅の管理経費の縮減が図られるものであること。

エ 県営住宅の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 県営住宅の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書面

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和3年8月25日(水)から9月9日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912-2759

10 その他

詳細は、募集要項による。